

(2) 主要地域指定立法等による地域指定を受けている市町村

ア 市町村別一覧

法令名 市町村名	低地 開 工 開 促 進	発 域 業 発 法	過 疎 法 注1	半 島 振 興 法	農 村 産 業 法 注2	首 都 圏 整 備 法 注3	特 定 農 山 村 法 注4	総 保 地 整 備 法 注5	合 養 域 法 注5	地 方 抛 点 法 注6
千 葉 市						◎				
銚 子 市					○			◎		
市 川 市						◎				
船 橋 市						◎				
館 山 市				○	○		○	◎		
木 更 津 市						○				
松 戸 市						◎				
野 田 市						◎				
茂 原 市					○			◎		◎
成 田 市						○				
佐 倉 市						◎				
東 金 市					○					◎
旭 市	○	○			◎		○	○		
習 志 野 市						◎				
柏 市						◎				
勝 浦 市			◎	○	◎			◎		
市 原 市						○				
流 山 市						◎				
八 千 代 市						◎				
我 孫 子 市						◎				
鴨 川 市			○	○	○		◎	◎		
鎌 ヶ 谷 市						◎				
君 津 市						○	○	◎		
富 津 市				○		○	○	◎		

法令名 市町村名	低地 開工 促進	開 進	発 域 業 発 法	過 疎 法 注1	半 島 振 興 法	農 村 産 業 法 注2	首 都 圏 整 備 法 注3	特 定 農 山 村 法 注4	総 保 地 整 備 法 注5	合 養 域 法 注5	地 方 拠 点 法 注6
浦安市							◎				
四街道市							◎				
袖ヶ浦市							○				
八街市						○					
印西市							◎				
白井市							◎				
富里市							◎				
南房総市				◎	○	○		○	◎		
匝瑳市	○			○		◎			○		
香取市				○		◎					
山武市				○		◎			○		○
いすみ市				○	○	◎		○	◎		
大網白里市						○			○		○
酒々井町							◎				
栄町							◎				
神崎町						○					
多古町						○					
東庄町				◎		○					
九十九里町				◎		○		○	○		○
芝山町						○					○
横芝光町						◎			○		○
一宮町						○			◎		○
睦沢町						◎			◎		○
長生村						◎			◎		○
白子町						○			◎		○
長柄町						◎			◎		○

法令名 市町村名	低開発 地工開 工開進 促進法	過疎法 注1	半島 振興法	農村 産業法 注2	首都圏 整備法 注3	特定農 山村法 注4	総保 地整 備法 注5	合養 域法 注6	地方 拠点法 注6
長南町		◎		○			○	○	
大多喜町		◎	○	◎		○	◎		
御宿町			○	○		○	◎		
鋸南町		◎	○	○		◎	○		
市町村計	2市 町 村	8市 5町 村	6市 3町 村	14市 14町 1村	23市 2町 村	7市 4町 村	13市 10町 1村	4市 8町 1村	

(○は地域指定を受けていることを示す。)

注1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法～○:一部の区域が過疎地域とみなされる市町村、◎:全部の地域が過疎地域

注2 平成29年7月14日に旧法である「農村地域工業等導入促進法」の題名が、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法)」に改められた。なお、新法による計画は策定されていないため、表記は旧法に則るものである～○:指定地域、◎:指定地域のうち農村地域工業等実施計画策定団体

注3 昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号に基づく首都圏近郊整備地帯であり、区域名は平成2年9月1日における行政区域その他の区域によって表示されたもの～○:一部の区域が首都圏近郊整備地帯である市町村(区域については下表参照)、◎:全部の区域が首都圏近郊整備地帯である市町村

注4 特定農山村法～○:一部の地域(旧町村)が特定農山村地域である市町村(区域についてはウ区域一覧参照)、◎:全部の地域が特定農山村地域である市町村

注5 総合保養地域整備法～○:特定地域のうち重点整備地区以外、◎:特定地域のうち重点整備地区

注6 地方拠点法～○:長生・山武地方拠点都市地域構成団体、◎:構成団体のうち中心都市

イ 首都圏整備法において市町村の一部区域が指定されている区域一覧

市町村名	区 域 名
木更津市	真里谷、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、大稲、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の区域を除く。
成田市	大栄町、下総町の区域を除く。
市原市	牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、馬立、上原、上高根、中高根、風戸、栢橋、南岩崎、寺谷、石川、米沢、皆吉大蔵入会、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、平蔵、米原、小草畑、高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、徳氏、平野、大戸、月出、万田野、柿木台、田淵、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面、田淵旧日竹の区域を除く。
君津市	三直、内箕輪、内箕輪一丁目、八重原、法木作、法木作一丁目、外箕輪、外箕輪一丁目から四丁目まで、空師、空師一丁目から四丁目まで、南子安、南子安一丁目から九丁目まで、北子安、北子安一丁目から六丁目まで、坂田、東坂田一丁目から四丁目まで、西坂田一丁目から四丁目まで、大和田、大和田一丁目から五丁目まで、人見、人見一丁目から五丁目まで、中野、中野一丁目から六丁目まで、久保、久保一丁目から五丁目まで、北久保一丁目及び二丁目、南久保一丁目から三丁目まで、陽光台一丁目から三丁目まで、高坂、台一丁目及び二丁目、君津、西君津、宮下、宮下一丁目及び二丁目、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、中野飛地、下湯江飛地並びに内箕輪外箕輪法木作入会の区域並びに根本、小糸大谷、長石及び糠田飛地の区域のうち図面に示す区域に限る。

富津市	富津、川名、篠部、新井、大堀一丁目から三丁目まで、大堀、青木、新富、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保及び二間塚の区域に限る。
袖ヶ浦市	奈良輪、坂戸市場、高柳飛地、神納、神納一丁目及び二丁目、福王台一丁目から四丁目まで、今井、今井一丁目から三丁目まで、蔵波、蔵波台一丁目から七丁目まで、久保田、久保田代宿入会地、久保田一丁目及び二丁目、長浦駅前一丁目から八丁目まで、代宿、北袖、中袖、南袖、長浦、飯富、下新田、三ツ作、野田、大曾根、勝並びにのぞみ野の区域に限る。

※昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号より。区域名は平成2年9月1日における行政区域その他の区域によって表示されたもの

※成田市における旧大栄町及び旧下総町については、平成18年に成田市に編入合併したことから、区域外となる。(昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号備考2より)

ウ 特定農山村法において市町村の一部地域が指定されている区域一覧

市町村名	区域（旧町村）名
館山市	西岬村、富崎村、豊房村
旭市	飯岡町のうち旧豊岡村の区域
君津市	久留里町、松丘村、亀山村、君津町、周南村、中村、小糸村、秋元村、三島村
富津市	竹岡村、金谷村、環村、関豊村
南房総市	富浦町、富山町、千倉町、丸山町のうち旧丸村の区域、和田町
いすみ市	大原町、岬町
九十九里町	鳴浜村
大多喜町	老川村、西畑村
御宿町	浪花村

(3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策

県内の過疎地域等の指定状況について(8市5町)

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定により過疎地域をその区域とする市町村

勝浦市、南房総市、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定により過疎地域とみなされる区域

旭市(旧干潟町の区域)、鴨川市(旧天津小湊町の区域)、匝瑳市(旧野栄町の区域)、香取市(旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の区域)、山武市(旧松尾町の区域)、いすみ市(旧夷隅町の区域)

※ 過疎地域自立促進特別措置法の失効(令和3年3月31日)に伴い、新たな過疎対策法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行された。(令和13年3月31日までの時限立法)